**ＹＳアリーナ八戸サテライト施設使用者公募実施要領**

写真

１.目的

この要領は、ＹＳアリーナ八戸（長根屋内スケート場）に整備されているサテライト施設（以下、「サテライト」という）の使用者を公募（企画提案方式）により選定することについて必要な事項を定めるものです。

ＹＳアリーナ八戸は中心街地に隣接した国際大会が可能な国内3か所目の屋内スケート場です。400メートルスピードスケートリンクの他、中地（人工芝コートや多目的コート）やトレーニング室、会議室を備え、市民だけでなく、県外の方にも多くご利用いただいています。

この度、サテライトを使用し、スポーツに関連する事業はもとより、民間事業者等ならではの視点や企画力でＹＳアリーナ八戸及び長根公園の活性に繋がる事業を提案される方を募集します。使用期間は１年間（更新有）を想定しています。

２．サテライト施設概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設について | 施設名 | ＹＳアリーナ八戸　サテライト施設 |
| 所在地 | 八戸市大字売市字輿遊下３（長根公園内） |
| 面積 | 約142㎡ |
| 高さ | 天井の高さに段差あり（高：約255cm、低：約205cm） |
| 駐車場 | ＹＳアリーナ八戸駐車場使用可能（600台分） |
| 設備について | 設備 | 電気設備、水道（給湯設備あり）、トイレ（男女各１室）、空調設備  火気厳禁 ※IH機器等を利用した調理はできません。  フリーWi-Fi使用可、コンセント（15Ａ×３か所） |
| 備品 | 会議用テーブル７台、会議用イス21脚、事務用机２台、事務用イス２脚 |
| 内装 | 原則、床や壁等の建築物、空調や電気設備の改修及び造作は認めません。 |
| 使用について | 使用時間 | ９時から21時 |
| 休館日 | 毎週月曜日（祝日等の場合は翌日)、12月31日、１月１日  ※休館日でも使用を認める場合があります（年末年始除く） |
| 使用期間 | 使用許可日から使用許可年度の３月31日まで  ※３年を上限とし使用許可の更新を可能としますが、使用許可の申請は年度ごとに行うこととします。 |
| 使用料 | 月額110,000円  ※使用期間が1カ月に満たないときは、1カ月を30日として日割りします。 |
| 光熱水費 | 電気料、上下水道料は別に実費を徴収します。 |
| その他 | 使用許可 | 使用許可期間中であっても使用許可を取り消す場合があります。  ・使用料を３ヵ月間滞納した場合 |
| 禁煙 | サテライト及び長根公園敷地内は全面禁煙です。 |

※使用料の支払い方法は以下のとおりです。

　・使用料を毎月末日までに前月分を八戸市へ納付していただきます。

　・毎月上旬に納付書を送付しますので指定の口座に振り込んでください。納入者が市外の場合

は請求書を送付します。

３．経費負担区分

経費の負担区分は以下のとおり　　〇…全部　　●…一部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 市 | 使用者 |
| 人件費 | |  | ○ |
| 光熱水費 | 電気 |  | ○ |
| 上下水道 |  | ○ |
| 設備及び備品（常設）の更新、修理 | | ○ |  |
| 設備及び備品（持込）の更新、修理 | |  | ○ |
| 清掃 | | ● | ● |
| 害虫駆除等防虫 | | ○ |  |
| ごみ処理 | |  | ○ |
| ネット料金（Wi-Fi等） | | ● | ● |
| 退去時の清掃・現状回復 | |  | ○ |

※光熱水費は子メータにより算出された金額を市へ納付していただきます。（実費徴収）

毎月上旬に納付書を送付しますので期日までに指定の口座に振り込んでください。納入者が市

外の場合は請求書を送付します。

※常設の設備及び備品について使用者により生じた破損等は自己の責任において修理していただ

きます。天災等により生じたものについては別途協議の上、市の負担で補修します。

※清掃について年２回の特別清掃（掃き掃除、ワックスがけ）を予定しています。日常的な汚れ等

については使用者で清掃をお願いします。

※ネット料金についてサテライトに整備されているフリーWi-Fiに係る費用は市の負担ですが、そ

れ以外の通信に係る経費は使用者側での負担となります。

※この表に定めのないものはその都度、市と協議することとします。

４．応募資格

　 応募資格は下記のいずれにも該当する方とします。

　　⑴提案内容を主体的に実施できる能力を備えた法人、個人事業主、任意団体。（以下、これらを

「使用者」という）

また、提案内容について複数の使用者によるグループでの共同使用も可能とします。この場合、次の要件を満たすことを共同使用の条件とします。

・使用者の内、1者を代表者に定め、市への質疑や書類提出等は、当該代表者が行うこと。

・グループを構成する全ての使用者とその役割を明確すること。

・使用者全員が、⑵を全て満たしていること。

⑵次の要件を全て満たしていること。

・地方自治法施行令第167条の４第1項の規定に該当しないこと。

・会社更生法の規定に基づき更正手続き開始の申立て、または民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれかの手続きをしていないこと。

・八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年９月25日実施）

第２条第３号の規定に該当しないこと。

・市に納付すべき市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税の滞納がな

いこと。

⑶提案内容の実施に応じ、必要な有資格者を配置できることや公的機関からの許可を受けてい

ること。

５．応募にあたっての留意事項

⑴提出書類の作成及び提出に要する費用は、使用者が負担すること。

⑵選定過程及び選定結果に係る質問及び異議申立ては、一切受け付けません。

⑶提案内容の実施により市又は第三者に損害を与えた場合、その一切の責任を負うこと。

⑷提案内容の実施にあたり関係法令を遵守すること。

⑸サテライトの使用許可に基づく権利を第三者に転貸、譲渡したり担保に供したりしないこと。

使用許可を受けた使用者以外はサテライトを使用することはできません。

⑹この要領に定めのないことについては市と協議の上、決定することとします。

６．スケジュール

　　応募からサテライト使用開始までのスケジュールを次のように予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程　等 | 項　　　目 |
| 令和７年４月11日（金） | 公募開始 |
| 令和７年４月17日（木）17時まで | 質疑提出期限 |
| 令和７年４月22日（火） | 質疑に対する回答 |
| 令和７年５月12日（月）17時まで | 書類提出期限 |
| 令和７年６月６日（金） | 選定結果通知・公表  サテライト施設使用許可申請開始 |
| 令和７年６月16日（月）17時まで | サテライト施設使用許可申請期限 |
| 令和７年７月１日（火） | サテライト施設使用開始 |

７．応募方法

応募にあたり次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出してください。

なお、提出書類の様式は市ホームページに掲載しておりますのでそちらからダウンロードし

てください。提出書類の郵送を希望される場合は下記の提出先まで連絡してください。

⑴提出書類

共通

・参加申込書（様式１）

・誓約書兼同意書（様式２）

・実施主体概要書（様式３）

・企画提案書（様式４）

・使用レイアウト図案（様式５）

・納税証明書（参加申込日前３か月以内に発行されたもの）

市税：市税の滞納がないことの証明（八戸市内に本店、支店、営業所等がある場合のみ）

　法人

・履歴事項全部証明書（参加申込日前３か月以内に発行されたもの）

　　個人事業主

　　・住民票

　　任意団体

　　・団体の規約及び役員名簿等団体の概要がわかる書類

　※上記の他、使用者の選定及び使用許可にあたり、別途、書類等の提出が必要と判断される場合はその求めに応じてください。

⑵質疑と回答

　ア　質疑書の提出

本公募に関する質疑がある場合は、質疑書兼回答書（様式６）にて、令和７年４月17日（木）17時までに、持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにて提出してください。

なお、ＦＡＸ又は電子メールで提出する場合は、件名を「YSアリーナ八戸サテライト施設使用者の公募に関する質疑書（使用者名）」としてください。

イ　提出先

　　長根屋内スケート場

ウ　質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和７年４月22日（火）までに、質疑書の提出者に対し電子メールで回答するとともに、市ホームページに公開します。

⑶提出部数

正本１部、副本４部。（副本について証明書は写し可）なお、共同使用の場合は、全ての使用者に係るものを提出してください。

　　⑷提出方法

持参又は郵送により提出してください。

　　⑸提出先

〒031-0073　八戸市大字売市字輿遊下３（長根公園内）

八戸市観光文化スポーツ部　長根屋内スケート場　総務管理グループ（担当：月舘）

　　⑹提出期限

令和７年５月12日（月）17時まで（必着）

　　⑺提出書類の取扱い

・提出書類は、使用者に無断で本公募に係る事務以外の目的で使用しません。

・提出書類は、選定を行うにあたり必要な範囲において、複製を作成することがあります。

・提出書類の提出期限以降の差替えは市が要求する場合を除き一切認めません。

・提出書類の著作権は、使用者者に帰属しますが、その使用権は市が有することとします。

また、提出書類の返却は行いません。

　　　・提出書類は八戸市行政情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として

開示します。

８．選定方法

提出された提案内容等について、次のとおり書類選考を行い、使用者を選定します。

⑴選定委員

・観光文化スポーツ部長

・観光文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長

・長根屋内スケート場館長

・長根屋内スケート場副館長

・行政管理課長

⑵選定方法

・提出された提案内容について、評価基準に基づき、選定委員ごとに採点を行い、評価点数が

最高点となる提案をした者を令和７年度のサテライトの使用者とします。

・評価点数が同点の場合は、高得点を付けた選定員がよりを多い方を上位とします。

・応募者が１者のみの場合においても、同様に採点を行い、その応募者を令和７年度のサテ

ライトの使用者とします。

・いずれにおいても、評価点が満点の６割を超えていることを選定条件とします。

　　⑶応募の無効

　　　次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。

　　　・提出期限を過ぎて提出されたもの

　　　・提出内容に虚偽の記載があったもの

　　　・宗教的または政治的な活動であるもの

　　　・青少年に有害な影響を与える物販、サービス等を提供するもの

　　　・騒音、振動又は臭気等により著しく周辺環境を損なう恐れがあるもの

　　　・公序良俗に反し、反社会的な破壊の恐れがあるもの

　　　・その他、市長が不適切と認めるもの

９．選定結果

選定結果は、令和７年６月２日（月）までに、応募者全員（共同使用の場合は代表者）に対して

書面により通知するとともに、市ホームページに掲載します。選定結果について質問及び異議申し立てには一切応じません。

10．使用許可

　 サテライトの使用開始時期は令和７年７月１日（火）を予定しています。

⑴使用許可申請

選定結果を通知後、選定された使用者に対してサテライトの使用許可手続きを行います。使用者は次のとおり申請書を提出してください。申請書は市ホームページに様式を掲載しています。申請書の郵送を希望する場合は下記の提出先まで連絡してください。

・提出書類 長根屋内スケート場使用許可申請書

・提出先 〒031-0073　八戸市大字売市字輿遊下３（長根公園内）

八戸市観光文化スポーツ部　長根屋内スケート場　総務管理グループ（担当：月舘）

・提出方法　 持参（受付：９時から17時）、郵送、電子メール（skate@city.hachinohe.aomori.jp）

・提出期限 令和７年６月９日（月）

⑵使用許可

　　申請書を収受後、１週間を目途に使用許可書を発送します。使用許可期間中、施設を使用する際はこの許可書を携帯してください。

11．関係様式

　　別紙に記載のとおり。なお、応募に係る提出書類の様式は市ホームページに掲載しています。

12．問合せ先

〒031-0073　八戸市大字売市字輿遊下３（長根公園内）

八戸市観光文化スポーツ部　長根屋内スケート場　総務管理グループ（担当：月舘）

TEL：0178-43-9544

FAX：0178-51-8805

mail：skate@city.hachinohe.aomori.jp